

平成 3 1 年 2 月 2 5 日 招 集

第 1 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

（その 2）

天 草 市

平成 3 1 年第 1 回天草市議会（定例会）議案
（その 2）

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第 4 2 号	天草市災害弔慰金の支給等に関する 条例の一部を改正する条例の制定に ついて	平成 3 1 年 2 月 2 5 日		

議第 4 2 号

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 3 1 年 2 月 2 5 日提出

天草市長 中 村 五 木

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

天草市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を次のように改める。

（利率等）

第 1 5 条 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年 1 パーセントとする。

2 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の規定による違約金を包含するものとする。

第 1 6 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 1 2 条」を「第 1 1 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。